

ケアプラン検証会議実施の取扱いについて

(趣旨)

第1条 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっている居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）について、保険者へ届出を義務付け、そのケアプランに対し、保険者によるケアプラン点検及び多職種が参加するケアプラン検証会議を行う。

点検及び検証の結果、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、必要に応じ、ケアマネジャーに対しサービス内容の是正を促す。

(届出が必要なケアプラン)

第2条 前条における届出を義務付けるケアプランとは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 平塚市の被保険者で要介護1から要介護5の者に係るケアプラン。
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2に基づき厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（厚生労働省告示第218号）を位置付けたケアプラン。
- (3) 平成30年10月1日以降に作成又は変更し利用者の同意を得て交付したケアプラン。

(ケアプラン点検の実施者)

第3条 ケアプラン点検は、平塚市福祉部介護保険課職員が行う。

(ケアプラン検証会議の実施者)

第4条 ケアプラン検証会議は、次の各号の者（以下「検証メンバー」という。）が出席し実施する。ただし、やむを得ない理由で欠席する者は、当該検証会議に必要な意見（様式1）を保険者に提出することをもって、出席に代えることができる。

- (1) 地域包括ケア推進課の専門職（理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士・保健師）（以下、「専門職」という。）からケアプランの状況に応じて選出した者。
- (2) 前条でケアプラン点検を実施した者。
- (3) 当該ケアプランを作成した介護支援専門員（以下、「担当ケアマネ」という。）
- (4) 当該ケアプラン対象者の住所地を所管する高齢者よろず相談センター職員。

(実施手順)

第5条 第2条に定めるケアプランを作成した担当ケアマネは、当該ケアプランを作成又は変更し交付した翌月の末日までに、次の各号の資料を保険者に提出すること。

- (1) ケアプラン第1表～第7表及びアセスメント表。
 - (2) ケアプランに位置付けられた各種サービス計画書。
 - (3) 訪問介護の必要性について説明した書類。ただし、前2号の記載内容から当該必要性が分かる場合は省略することができる。
- 2 前項の提出を受けた保険者は、ケアプラン点検支援マニュアルに沿ってケアプラン点検を実施する。
- 3 ケアプラン点検の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、次項以降の手順を省略することができる。
- (1) 介護報酬算定上の是正により、第2条第1項第2号に該当しないケアプランとなる場合
 - (2) 過去に検証会議の対象となった被保険者であって、当該検証会議に係る再検討以降、状態像及び支援内容に変化がない場合
- 4 保険者と専門職は、ケアプラン点検の結果を踏まえ、事前打ち合わせを実施する。
- 5 保険者は、事前打ち合わせ実施後、速やかに検証メンバーへ開催日時等を通知する。
- 6 検証メンバーは、同条第1項で提出された書類及び保険者のケアプラン点検結果（様式2）を踏まえ当該訪問介護の必要性について検証を行い、必要に応じサービス内容の是

正を促す。

- 7 保険者は、会議録（様式3）を作成し、検証メンバーに報告する。
- 8 保険者は、担当ケアマネに対しケアプラン検証会議の結果（様式4）を通知する。
- 9 保険者は、前項の通知にて特に改善を必要とする事項がある場合は、担当ケアマネから改善報告書（様式5）の提出を求める。
- 10 前項の報告を受けた保険者は、検証メンバーにその写しを交付する。

（その他）

第6条 この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（適用期日）

この取扱いは、平成30年10月1日から適用する。

附則

この取扱いは、平成31年4月1日から適用する。

取扱いの解釈について

- 第4条にある「やむを得ない理由」とは、次のような例をいう。
 - 1) 遠方の住所地特例施設に入所中のケアプランを作成しているため、担当ケアマネの出席が難しい場合。
 - 2) 開催日に他の予定があり、変更ができない場合。

使用する様式等

- 様式1 ケアプラン検証会議に対する照会（依頼）内容
- 様式2 ケアプラン点検結果
- 様式3 ケアプラン検証会議の要点
- 様式4 ケアプラン検証会議の結果について（通知）
- 様式5 ケアプラン検証会議及び是正指導における改善報告書
- 年間予定表
- フローチャート